

一般社団法人香川県言語聴覚士会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人香川県言語聴覚士会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を香川県高松市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、会員の人格、倫理及び学術技術の向上と親睦を図るとともに、言語聴覚療法に関する学問の普及向上及び言語聴覚士の社会的地位の確立向上に努め、県民の保健・医療・福祉の発展・充実に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 言語聴覚士としての学術・技能の研鑽に関する事業
- (2) 言語聴覚障害の知識の普及に関する事業
- (3) 言語聴覚療法の普及と言語聴覚士の地位向上に関する事業
- (4) 県内の医療・保健・福祉の発展向上に関する事業
- (5) 関係団体との連携・交流に関する事業
- (6) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業
- (7) 前各号に附帯する一切の事業

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社 員

(会員の種別)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 香川県内に勤務または在住し、「言語聴覚士法」(平成9年法律第132号)第2条の規定による言語聴覚士の免許を有する者であつて、当法人の目的に賛同し入会した個人
- (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、当法人の事業を賛助する個人及び団体

(入会)

第7条 当法人の会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込まなければならない。

- 2 入会するには、前項の申し込みに対し理事会の承認を得るものとし、承認の結果は理事会から本人に通知するものとする。

(会費)

第8条 会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会及び休会)

第9条 会員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

- 2 正会員及び賛助会員は、理事会が別に定める休会届を会長に提出して、休会することができる。ただし、休会届を提出する時まで、当該年度までの会費を完納していなければならない。
- 3 休会期間中の会費は、免除する。
- 4 休会中の会員が復会しようとする時は、理事会が別に定める復会届を会長に提出し、当該年度の年会費を納入しなければならない。
- 5 休会中の会員の権利義務および運用の詳細については、理事会が別に定める。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をし、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款又はその他の規程に違反したとき。
 - (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由が生じたとき。
- 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第 11 条 前 2 条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当するに至った場合には、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は賛助会員である団体が解散したとき。
- (2) 当該会員が、正当な理由なく、2 年以上会費を滞納したとき。
- (3) 会員が言語聴覚士の免許を取り消されたとき。
- (4) 総正会員の同意があったとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 12 条 会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第 3 章 社員総会

(種別)

第 13 条 当法人の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会の 2 種とする。

(構成)

第 14 条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第 15 条 社員総会は、法令に定める事項のほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算の承認
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 会員の除名
- (4) 役員の選任及び解任
- (5) 理事会において社員総会に付議した事項
- (6) その他社員総会で決議するものとしてこの定款で定められた事項

(招集)

第 16 条 定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、年 1 回開催する。

- 2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に招集し、開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。

- (2) 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員から、社員総会の目的たる事項を示して請求があったとき。

(招集権者)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

(招集通知)

第18条 社員総会の招集手続は、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、会日の7日前までに総正会員に対して発する。

(招集手続の省略)

第19条 当法人の社員総会は、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、総正会員の同意があれば、招集手続を省略できるものとする。

(議長)

第20条 社員総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第21条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

- 2 やむを得ない理由で社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって議決権を行使し、または他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合、当該正会員又は代理人は、代理権を証する書面の提出又は電磁的方法により、当法人に代理権を証明しなければならない。また、議決権を代理行使することができる代理人は、当法人の正会員1名に限るものとする。

(決議)

第22条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもってこれを行い、可否同数のときは議長がこれを決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人法第49条第2項に定める次の特別決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任

- (3) 定款の変更
- (4) その他法令で定められた事項

(決議及び報告の省略)

第23条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について正会員の全員が、提案内容に書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が、社員総会に報告すべき事項を、正会員の全員に対して通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 社員総会の議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

- 2 議長及び出席した正会員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に署名押印若しくは記銘押印又は電子署名をし、当法人の主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(役員の設置)

第25条 当法人に次の役員を置く。

理事 3名以上

監事 1名以上

- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また理事2名を副会長、理事1名を事務局長に定めることができる。

(役員の資格)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは正会員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 副会長及び事務局長は理事の中から会長が指名する。
- 4 理事と監事は、互いにこれを兼ねることはできない。

(理事及び監事の選任)

第 27 条 当法人の理事及び監事は、社員総会において、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数の決議によって選任する。

(理事の解任)

第 28 条 当法人の理事は、社員総会において、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数によって解任することができる。

(理事の職務及び権限)

第 29 条 理事は、理事会を構成し、定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、当法人を代表し、当法人の業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。

(監事の職務及び権限)

第 30 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、必要と認めたときには、その事由を明示して、社員総会又は理事会を招集することができる。

(任期)

- 第 31 条** 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(退任理事及び監事の権利義務)

第 32 条 理事又は監事は、辞任又は任期の満了時において、定員を欠くに至った場合は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としてその職務を行う権利義務を有する。

(業務執行)

第 33 条 当法人の業務は、法令又は定款に定めがない限り、理事会の過半数の決議をもって決定し、代表理事がこれを執行する。

(役員の報酬等)

第34条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(委員会)

第35条 会長が必要と認めるときには、委員会を設置することができる。

第5章 顧問

(顧問)

第36条 当法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について会長の諮問に応じる。

第6章 理事会

(構成)

第37条 当法人に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会はこの定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

(開催)

第39条 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は法令に基づき理事若しくは監事から請求があったときに開催する。

(招集)

第40条 理事会は、理事又は監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

(議長)

第41条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 42 条 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、出席理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第 43 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第 44 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 45 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(資産の構成)

第 46 条 当法人の資産は、会費、寄付金品、事業に伴う収入、その他の収入をもって構成する。

(経費の支弁)

第 47 条 当法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算等)

第 48 条 当法人の事業計画及び予算は、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得なければならない。
2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の決議に基づき、予算の成立の前日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

(事業報告及び収支決算)

第 49 条 当法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、会長が当該事業年度に関する次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定

時社員総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、第2号の書類については、その承認を得なければならない。

(1) 事業報告書及びその附属明細書

(2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書

2 貸借対照表は、定時社員総会の終結後遅滞なく公告する。

(剰余金の分配の禁止)

第50条 当法人は剰余金を分配することができない。

第8章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第51条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

(解散)

第52条 当法人は、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第53条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 付則

(最初の事業年度)

第54条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年3月末日までとする。

(設立時役員)

第55条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりである。

(省略)

(設立時社員)

第56条 当法人の設立時社員は次の通りとする。

(省略)

(定款に定めのない事項)

第 57 条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びにその他関連法令の定めるところによる。

(定款の施行)

- 1 この定款は、平成 29 年 4 月 3 日より施行する。
- 2 この定款は、一部変更の上、令和 7 年 6 月 22 日より施行する。
- 3 この定款は、一部変更の上、令和 8 年 6 月 21 日より施行する。